

町会・団体関係資料

片山町会沿革

当町会ハ往古野方領（附近57ヶ村）片山村ト称シ東西4町南北5町南ハ上高田村及ビ新井村ニ接シ北ハ妙正寺川ヲヘタテ江古田村ニ隣リシ西ハ下沼袋村ニ東ハ上落合ノ飛地四村ヨリ葛ヶ谷村ニ及ベリ民家僅ニ16戸原組北原組下組三ツノ5人組ニ分レ岩崎喜左エ門氏名主タリ細田嘉右エ門代々子孫ノ知行所ニシテ耆百拾代 後光明天皇ノ御代正保4年（295年前）伊奈半十郎検地スト

明治6年第八大区七小区トナリ明治11年東多摩郡ニ属シ同17年江古田村ニ合併ス片山、東、原、丸山、籠原ノ5組ニ分チ各組総代ヲ置キ自治ノ機関トナス明治22年町村制施行ノ際江古田村、上下沼袋村、上高田村、新井村、上下鷲宮村ノ7ヶ村ヲ合併シテ野方村ト改称シ明治29年4月1日東多摩南豊島ノ二郡ヲ合セ豊多摩郡トナリ大正13年4月1日町村制ヲ施行シ野方町トナリ后チ市郡合併ニヨリ中野区江古田1丁目ト改称シ昭和8年1月24日片山組ヲ変更シテ片山町会トナシ5部ニ分チ昭和14年東京市ニ於テ町会整備ノ案ニ率先シテ江古田1丁目片山町会ト改称ス昭和15年7月1日市民調査ノ結果519世帯2,529名ノ多キニ及ベリ

北野神社 祭神 菅原道真公

境内末社

稻荷神社 祭神 宇迦之御魂神

市杵島神社 祭神 市杵島姫命

当社ハ古来片山村ノ鎮守ニシテ往古ハ天神社ト称シ其起原詳ナラズ古老ノ説ニ 人皇103代後土御門天皇ノ御代文明8年（462年前）太田道灌石神井練馬ノ両城ヲ攻ムルニ当リ屢次此ノ社ニ詣テ戦勝ヲ祈願セリト明治5年10月25日北野神社ト呼称ス境内松杉茂リ風致亦賞スルニ足ル

社殿改築ノ議起リ氏子各位ヨリ大正15年浄財ヲ募集シ昭和8年9月現在ノ社殿工ナリ面目一新セリ

片山青年団

明治40年10月創立シ団員相互ノ親睦ヲ図リ専ラ風俗ヲ善良ナラシ

メ學術ヲ研キ実業ノ改良進歩ヲ図ラン為試作農場ヲ經營シ愛國ノ思想ヲ涵養シ身体鍛鍊ヲ為サン為擊劍会ヲ起シ貯蓄組合ヲ設ケ貯金ヲ奨励シ或ハ其筋ノ許可ヲ得妙正寺川ヲ浚渫シ河水ノ流通ヲ好良ナラシムル傍ラ其ノ浚渫セル砂利ヲ道路ニ撒布シ交通ノ便ヲ図ル等其实績多大ナリシニ大正5年偶々村有志並ニ小学校長等ノ奔走ニヨリ野方青年団ノ設立トナリ之ニ合併シ第三分団ト称スルニ至レリ

元片山申合規約

東京府豊多摩郡野方村大字江古田元片山ニ於ケル旧来ノ徳義ヲ重ジ将来ノ安寧秩序ヲ保持センガ為メ一同ノ申合セヲ以テ左ノ規約ヲ締結ス
大正8年12月

- 第1条 元片山全部ヲ三組ニ分ケ原組下組北原組トス
- 第2条 各組ノ区域ハ旧来ノ儘ニテ変更セザルモノトス
但シ必要ノ時期ニ依リテハ此ノ限りニ非ズ
- 第3条 当組合ニ役員ヲ設ケ元片山全部ノ整頓ヲ図リ諸般ノ事項ヲ掌理スルモノトス
- 第4条 役員ハ左ノ通り選定シ置ク事
- | | |
|------|----|
| 組長 | 1名 |
| 相談役 | 2名 |
| 氏子総代 | 3名 |
| 月番役 | 2名 |
- 第5条 組長相談役氏子総代等ハ当片山一同ニテ選挙シ其任期ハ三年トス
但シ補欠ヲ生ジタルトキハ補欠選挙ヲ行フ 当選者ハ前任者ノ任期間トス
- 第6条 組長ハ元片山万事ニ関係シ相談役若シクハ其他ト協議シ彼是ノ平和ヲ図リ他所ニ対シテハ元片山ノ総体ヲ代表シテ所弁シ総テノ事柄ヲ総陣スルモノトス
- 第7条 組長ハ組内諸般ノ事ニ関連シ祝儀不祝儀其他各席ニ出会シテ万般ノ事柄ヲ整理スルモノトス又組合員ハ之ヲ招待スル義務ヲ有ス
- 第8条 月番役ハ現今仕来リノ当役ヲ以テ初メトシ毎月順次交代シテ相勤メ組長並ニ氏子総代等ノ指揮ヲ受ケ種々ノ事柄ニ従フ毎月1日15日25日ノ3回ハ北野神社境内ヲ掃除シテ敬神ノ意ヲ表スルモノトス

○

亦 9 月ニ当ル月番ハ当組内全部ノ道刈ヲスルモノトス但シ該道刈ニ関シテハ 1 戸金 5 錢ツツ徴ヲ集シテ月番ノ弁当料トス

第 9 条 組長ハ相談役ト協議ノ上里道橋梁其他交通上ノ便利ヲ図リ
総テ組内ノ事柄ヲ担当周旋スル事

第 10 条 当組内ニ等級ヲ設ケ三ケ年毎ニ改正スルモノトス該等級ハ概略資産及生活状態ヲ標準トシテ組長ハ相談役ト協議ノ上
仮定シ一同ニ報告シテ異議ナキトキハ是ヲ定ム
異議アルモノハ其ノ旨ヲ述ベテ再議ヲ仰ギ該等級ヲ確定スベシ

但シ再議ノ場合ハ本人ヲ除キ他一同ノ投票或ハ會議ヲ以テ確定スルモノトス

第 11 条 当組内ノ支出金ハ総テ当組内ニ定メタル等級ニヨリ出金スルモノトス

但シ拾錢未滿或ハ事情ニ依ルモノハ此限りニ非ズ

第 12 条 氏子総代ハ当鎮守北野神社並ニ末社稻荷神社弁財天等ノ神事ニ関スル一切ノ事ヲ担当ス

第 13 条 鎮守北野神社祭典ハ左記ノ通り執行ス

祈年祭 3 月 15 日

田植祭 7 月 1 日

大 祭 10 月 25 日

新嘗祭 11 月 25 日

大祭当日ハ北野神社ニ於テ祭典ノ式ヲ挙ゲ引継ギ当番ノ家ニ氏子一同相集リ備謝祭ヲ行フモノトス

但シ方法ハ旧来ノ例ニ依リ執行ス詳細ハ神社簿ニ記載アルモノトス

第 14 条 末社稻荷神社祭典ハ毎年 3 月初午ノ日ヲ以テ備謝祭典ヲ執行ス但シ方法ハ前条ニ同ジ

第 15 条 大祭ニ当リ余興等ハ予メ中 2 ケ年ヲ経テ 4 年目ト仮定シ其ノ年ニ当リタルトキハ 9 月末日ニ於テ組長ハ氏子総代ト協議ノ上一同ノ會議ヲ開キ其ノ決定ニ依ルモノトス
但シ神事祭典ニ係ル詳細ノ事項ハ神社記録簿ヲ調製シテ記載シ氏子総代之ヲ保管ス

第 16 条 当組合ニ於テハ曩キニ明治 33 年創立組織ニ依ル片山兵員慰勞義会アリ爾来該規約ニ依リ兵事ニ関スル事柄ヲ執行シ

- 来タリ詳細ナル事項ハ本会帳簿ニ記載アルモノトス
- 第17条 当片山住民ハ曩キニ丙申詔書ヲ奉戴シ片山貯金組合ヲ組織シアリ該規約ニ依リ毎月規定ノ貯金ヲナスモノトス
- 第18条 田用水掛リハ左ノ通り區別シテ各1名ヲ置クコト
柏堰用水掛 1名
川中堰用水掛 1名
- 第19条 田用水掛リハ各該堰用水ニ属スル田持ニ於テ選挙シ其ノ任期ハ三年トス
但シ再選スルモ妨ゲナシ
- 第20条 田用水掛リハ堰樋ノ開閉川刈堀浚ヒ及用水ノ過不足等ニ関スル一切ノ事ヲ担任シ且ツ費用割合及支出法ヲ管理スルモノトス
但シ収入支出等ハ予メ田持ヘ協議ヲ要ス集金ハ反別割トス
- 第21条 田用水掛リハ担任ノ堰用水ニ属スル田反別地価名寄帳並ニ費用収入支出簿ヲ備置クモノトス
- 第22条 共同物件ハ素ヨリ一同ニ於テ権利義務ヲ有スルモノナレバ之ニ要スル費用ハ一同ノ負担トス
但シ本条に違背シタルモノハ自ラ共同物件ニ対スル権利義務ヲ棄却シタルモノトス
- 第23条 公法上ノ名誉職及当組長ハ其ノ就職中ハ月当番及葬式ノ穴掘リ等ハ総テ除ク事トス
- 第24条 降雪ノ場合ハ各自ニ於テ雪搔キヲシテ組内道路ノ破損ヲ防ギ且ツ通行ノ便ヲ完全ナラシメ又暴風雨ノ節ハ雨水ノ流通ヲ囿リ道路及堤防等ノ損害ヲ蒙ラザル様各自注意スルモノトス
- 第25条 当組内ニ於テハ善良ナル国民ヲ養成スル目的ヲ以テ当組内ニテハ賭博其ノ他之ニ類スルモノハ一切嚴禁スル事トス
但シ本条ノ違背者ヲ出サザル為取締リ式名ヲ選任シ置クモノトス
- 第26条 前条ノ目的ヲ達スル為青年諸氏ニ下記娛樂ヲ奨励スルモノトス
1 擊劍、柔道、角力
2 碁、将棋
3 読書、俳諧
4 其他善良ナル遊樂

- 第 27 条 毎年 2 月 1 日ヲ以テ新年宴会ヲ開催シ合セテ貯金組合及片山兵員及慰勞義会ノ總會ヲ開キ諸般ノ報告ヲナスモノトス但シ必要ニ依リテハ臨時会ヲ開クコトアルベシ
- 第 28 条 当組内一同ノ集会ヲ要スル場合ニ何等事故ナクシテ無断欠席シタルモノハ該集会ニ於テ決定シタル事柄ニ対シ不平苦情等申出ズルコトヲ得ズ
- 第 29 条 当組内員ハ集会ノ通知ヲ受ケタル場合ハ時間ヲ確實ニ励行シ他人ニ迷惑ヲ掛ケザルモノトス
- 第 30 条 当組内ニ火災等有之場合ハ直ニ馳付消防ニ尽カスルハ勿論其災害ノ程度ニ依リ応分ノ見舞金ヲ贈ルモノトス
- 第 31 条 当組内ニ於テ葬儀ノ際ハ下記ノ區別ニ依リ行フモノトス
- | | |
|-------------|------|
| 1 戸主夫婦及其ノ父母 | 組内一同 |
| 2 家 族 | 講中組合 |
| 3 小 児 | 五人組合 |
- 但シ施主ノ希望ニ依リテハ此ノ限りニアラズ
- 第 32 条 当組内ニ一戸ヲ構ヘ住居スルモノハ皆本規約ヲ遵守スルモノトス
- 第 33 条 本規約ニ違背シ組内ニ紊乱ヲ及ボス等ノ害アルト認ムルモノハ其ノ不徳義ヲ責メ或ハ公法ニ訴フルコトアルベシ
- 第 34 条 本規約ハ過半数以上ノ決議ニアラザレバ加除修正ヲナスコトヲ得ズ
- 第 35 条 該規約書并ニ規約ニ関スル書類ハ總テ組長ヲシテ保管セシムルモノトス
- 第 36 条 本規約ハ一同ノ協議ノ上成立ノ日ヨリ実行スルモノトス右之条項承諾ノ上署名捺印シテ聊カ違背ナキコトヲ証スルモノナリ
- 大正 8 年 1 2 月 2 0 日

当時片山組ニ居住セル者 17 署名捺印セリ

出金割合ハ 1 等ヨリ 10 等ニ分ケ 1 等ヲ十分トシ 10 等ヲ一分トシ之ニ準ジテ組内諸費用ヲ分担出金セリ

大正 9 年 2 月 1 日貯金組合總會ノ報告ニ貯金組合員 13 名貯金総額三百七拾貳円貳拾錢 (1 人 1 ケ月貯金貳拾錢)

片山青年團規約

第 1 条 本團ハ片山青年團ト称ス

第 2 条 本團ハ团员相互ノ親睦ヲ図リ専ラ社会ノ風俗ヲシテ善良ナ

- ラシメ学芸実業ノ進歩改良ヲ図リ且ツ愛国ノ思想ヲ鞏固ナ
ラシムルヲ以テ目的トス
- 第 3 条 本団員ハ片山在住ノ青年ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第 4 条 本団ニ金品ヲ寄贈シ及ビ裨益ヲ与ヘタルモノヲ名誉団員ト
ス
- 第 5 条 本団員ハ会費トシテ 1 ヶ月金参銭ヲ納ムルモノトス
- 第 6 条 本団ハ有志者ノ寄附金ヲ受クルコトアルベシ
- 第 7 条 本団ノ経費ハ団員ヨリ出金スル会費ヲ以テ之ヲ支弁シ其決
算ハ總會ノ節之ヲ報告シ剰余アルトキハ之ヲ翌年度ニ繰越
スモノトス
- 第 8 条 本団ノ目的ヲ達スル為農閑ヲ利用シ下ノ事業ヲナスモノト
ス
- 1 学芸及社会的智識ノ修養ヲナスコト
 - 2 産業ノ改良進歩ヲ図ルコト
 - 3 弊風ヲ矯正スルコト
 - 4 演説討論会ヲ開催シ又時トシテ撃劍会ヲ催シ心身ノ鍛
鍊元氣ノ養成ヲ図ルコト
- 第 9 条 本団ニ下ノ役員ヲ置ク
- 団 長 1 名 団務ヲ総理ス
- 副団長 1 名 団長ヲ補佐シ団長事故アルトキ之ガ代理ヲ
ナス
- 幹 事 2 名 庶務ヲ分掌ス内一名ハ會計ヲ兼務ス
- 評議員 2 名 重要ナル會議ニ参与ス
- 第 10 条 本団役員ハ団員中ヨリ選出シ其ノ任期ハ二ケ年トス
但シ再選スルコトヲ得
- 第 11 条 本団ハ毎年 2 月 9 日總會ヲ開催ス
但シ必要ノ場合ハ臨時会ヲ開クコトアルベシ
- 第 12 条 本団ハ片山（当字）兵員入員入退當ニ関シ送迎ヲナス
- 第 13 条 本団員中徴兵適齡ニテ入営中ハ会費ヲ徴集セズ
- 第 14 条 本団員中入営者アルトキハ餞別トシテ金壹円ヲ贈呈ス
- 第 15 条 本団員中祝事アリタルトキハ金五拾銭ヲ贈呈ス
- 第 16 条 本団員中疾病及死亡者アリタルトキ見舞金五拾銭弔慰料金
壹円ヲ贈ルモノトス
- 第 17 条 本規定ニ漏レタル事項ハ役員会ニ於テ臨機処決スルモノト
ス
- 第 18 条 此規定ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ変更スルコトヲ得ズ